

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和 24 年法律第 147 号
許認可等の種類	免許外教科担任の許可	根拠条項	附則第 2 項
審査基準	<p>1 教育職員免許法附則第 2 項に規定する免許教科外教科担任許可制度は、免許主義を基本とする教育職員免許法の特例として設けられているものであり、小規模校教員の需給状況あるいは山村・離島等へき地教員の勤務の実態を勘案した次善の措置である。従って、この許可は、原則として当該教科の相当免許状を有する者を採用することができないと認められる場合に限り行うものであり、適正規模と判断される 1 2 学級以上の学校においては、申請があっても原則として許可しない。（中学校のみ）</p> <p>また、授業時間数の均衡を図るための申請も許可しない。</p> <p>なお、やむを得ず免許教科外教科を担当させる必要がある場合は、当該免許教科外教科を担当する週平均授業時間数が、当該主幹教諭、指導教諭及び教諭の全担任週平均授業時間数の 2 分の 1 を超えることがないよう特段の配慮をすること。</p> <p>2 学校運営の都合により上記 1 によりがたい特殊事情があり、当該主幹教諭、指導教諭及び教諭の週平均授業時間数の 2 分の 1 を超えて免許教科外教科の担任を命ずる必要がある場合は、当該特殊事情を記載した詳細な理由書を同時に提出すること。</p> <p>3 この規定により許可する教科の数は、2 教科以内とする。</p> <p>ただし、特別の事情があると認められる場合は、3 教科以上とすることができる。</p> <p>4 免許教科外教科担任の許可申請は主幹教諭、指導教諭及び教諭（教頭は含まない。）に限る。</p>		
受付機関	教職員課	処理機関	教職員課
		交付機関	教職員課
		標準処理期間	7 日
		標準経由期間	
		目次 NO	